

恵庭市シティセールスロゴマーク使用要領

恵庭市シティセールスロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用要領を定める。

(ロゴマークの目的)

第1条 ロゴマークは、恵庭市シティセールスのシンボルとして、適切な使用を促すことにより、恵庭市の認知度を高めるとともに、ガーデンシティという恵庭市のブランドメッセージの浸透を図ることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、ロゴマーク一覧表(別紙1)に定めるものを使用することができる。なお、当該ロゴマークのサイズ変更は可能であるが、形や色の改変はできない。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ必要書類を添付し、恵庭市シティセールスロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を申請し、市長の承認を受けなければならない。

(使用承認審査)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。

- (1) 恵庭市のブランドイメージ又は価値を害する恐れがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する恐れがある場合
- (3) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条の審査の結果、当該使用が市のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、市長は、使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、恵庭市シティセールスロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により、使用の承認をしない場合、恵庭市シティセールスロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用者に対する使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ恵庭市シティセールスロゴマーク変更承認申請書(様式第4号)により、変更承認申請を市長にしなければならない。この際、使用承認通知書を添付するものとする。

(損失補償等の責任)

第8条 ロゴマーク使用に起因する事故及び第三者への損害等について、恵庭市は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 使用者はこの要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、別途協議の上、その指示に従うものとする。

附則

この要領は、令和3年1月15日から実施する。

附則

この要領は、令和4年2月24日から実施する。

別紙1 ロゴマーク一覧表

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

